

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案(閣法第九二号)(衆議院送付)

要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、普通免許状及び特別免許状に、十年間の有効期間を定め、更新制を導入すること。
- 二、免許管理者は、免許状更新講習の課程を修了した者又は免許状更新講習を受ける必要がないと免許管理者が認めた者である場合に限り、免許状の有効期間を更新するものとする。
- 三、公立学校の教員が分限免職の処分を受けたときは、その免許状は効力を失うこととともに、国立学校又は私立学校の教員が、分限免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められるときは、免許管理者は、その免許状を取り上げなければならないこととする。
- 四、公立の小学校等の教諭等の任命権者は、幼児、児童又は生徒に対する指導が不適切であると認定した教諭等に対し、指導改善研修を実施しなければならないこととする。
- 五、任命権者は、指導改善研修の終了時に指導の改善の程度に関する認定を行い、児童等に対する指導を適

切に行うことができないと認める者に対して、免職その他の必要な措置を講ずるものとする。

六、四及び五の認定に当たっては、児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者及び当該都道府県又

は市町村の区域内の保護者である者などの意見を聴かなければならないこととする。

七、この法律は、平成二十年四月一日から施行すること。ただし、普通免許状及び特別免許状に有効期間を

定め更新制を導入することに係る改正規定は、平成二十一年四月一日から施行すること。

八、この法律の施行前に授与されている普通免許状又は特別免許状を有する者については、その者の有する

免許状には、有効期間の定めがないものとする。

九、八の免許状を有する教育職員その他教育の職にある者は、免許状更新講習の課程の修了確認を、文部科

学省令で定める日及びその後十年ごとの日までに、受けなければならないこととともに、受けな

った場合には、その者の有する免許状はその効力を失うこととする。